別表1（第3条、第4条、第5条、第8条、第12条、第14条、第16条関係）

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護施設等の整備に関する事業	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（定員30名以上））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	1,510千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号
	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。））（定員30名以上）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	5,960千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－2号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－2号 ・様式第3号
	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業							
	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員30名以上））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（※1）を含む。）、報酬（最大6ヶ月間を上限とする。）、給料（最大6ヶ月間を上限とする。）、職員手当等（最大6ヶ月間を上限とする。）、共済費（最大6ヶ月間を上限とする。）、賃金（最大6ヶ月間を上限とする。）、旅費、役務費、委託料又は工事請負費（※1）	1,120千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号
	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置に限る）（定員30名以上））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者		5,610千円／施設数				
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員30名以上））（小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員29名以下））	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	561千円／定員数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－1号 ・様式第3号
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業							
	既存施設のユニット化改修（介護老人保健施設）	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	第2欄に掲げるユニット化改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3）	①個室→ユニット化改修：1,600千円／整備床数 ②多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化改修：3,190千円／整備床数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－3号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－3号 ・様式第3号
	既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 （各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする）	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3）	976千円／整備床数	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－4号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－4号 ・様式第3号
	介護施設等の看取り環境の整備（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（定員30名以上）	第2欄に掲げる改修を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の整備のための改修に係る経費（工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2））（※3） 設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（※1）を含む。）	4,670千円／1施設	10／10	○	・様式第1号 ・様式第2－2－5号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－5号 ・様式第3号
	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	簡易陰圧装置：5,760千円／1台（知事が認めた台数）（定員数を上限とする）	1／3	○	・様式第1号 ・様式第2－2－6号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－6号 ・様式第3号
	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者		①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援：1,340千円／1箇所 ②従来型個室・多床室のゾーニング経費支援：7,990千円／1箇所 ③家族面会室の整備等経費支援：4,670千円／施設・事業所	1／3	○		
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる事業の実施に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	1,320千円／定員数	1／3	○		
	介護職員の宿舎施設整備事業（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム）	第2欄に掲げる事業を実施する事業者	第2欄に掲げる施設の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（※1）及び工事事務費（※2）。（※3）	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3 ※外国人職員専用宿舎の場合は1/10上乗せ（上限20,000千円）（※4）	○	・様式第1号 ・様式第2－2－7号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－2－7号 ・様式第3号

【※】 1 工事請負費は、県内事業者が施行したもの、委託費は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
2 工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2．6%に相当する額を限度額とする。
3 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
4 宿舎の一部を外国人専用とする場合は、合理的な方法により補助対象経費を按分して、補助率を乗じる。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	遂行状況報告	申請添付書類	実績添付書類
介護従事者の確保に関する事業								
（1）参入促進	A. 地域における介護のしごと魅力発信事業	・一般社団法人山陰言語聴覚士協会（鳥取県言語聴覚士会） ・一般社団法人鳥取県介護福祉士会 ・一般社団法人鳥取県作業療法士会 ・一般社団法人鳥取県理学療法士会 ・公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部 ・公益社団法人鳥取県看護協会 ・公益社団法人日本認知症グループホーム協会鳥取県支部 ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 ・鳥取県介護支援専門員連絡協議会 ・鳥取県社会福祉施設経営者協議会 ・鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会 ・鳥取県内の市町村及び南部箕蚊屋広域連合 ・鳥取県民間介護事業者協議会 ・鳥取県老人福祉施設協議会 ・鳥取県老人保健施設協会 ・鳥取社会福祉専門学校	第1欄に掲げる事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、備品購入費（ただし、10万円以下の備品とする。）、負担金、補助及び交付金。 ただし、第5欄の①及び②に掲げる取組に係る人件費（報酬、給料、共済費、賃金）については27万円とし、旅費のうち講師宿泊費は職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例大40号）に準じて算定した額とする。	①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発を行う取組は、1,000千円以内で鳥取県知事が必要と認めた額とする。 ②知識や技術を学ぶ研修会等を開催する取組は、1,000千円以内で鳥取県知事が必要と認めた額とする。なお、実施にあたっては、参加者から受講料を徴収すること。 ③その他の取組は、鳥取県知事が必要と認めた額とする。	10／10	―	・様式第1号 ・様式第2－1号 ・様式第3号	・様式第1号 ・様式第2－1号 ・様式第3号
	B. 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業							
	C. 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業							
	D. 介護未経験者に対する研修等支援事業							
	E. 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業							
	F. 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業							
	G. 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業							
（2）資質の向上	H. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業							
	I. 潜在介護福祉士等の再就業促進事業							
	J. 権利擁護人材育成事業							
	K. 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業							
	L. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業							
（3）労働環境・処遇の改善	M. 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業							
	N. 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業							